

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

制 度 名	エコ・コミュニティファンドへの投資優遇制度の創設	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>(1)措置の対象 市民からの匿名組合契約による資金の出資を受けて風力発電事業又は太陽光発電事業を行うエコ・コミュニティファンド（以下、エコCF）へ行われる投資。 （一定の要件に基づき環境省が認定）</p> <p><エコCF要件> ・市民風車事業、太陽光発電事業を行っていること。 ・匿名組合契約に基づく出資であること。</p> <p><個人投資家要件> ・金銭の払込みにより、対象となるエコCFへの出資を行っていること。</p> <p>(2)措置内容 上記投資について、投資額をその年の総所得金額から控除（控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方）。</p>	
	減収見込額 （平年度）	56 百万円 （ 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>政策目的</p> <p>地球温暖化問題の解決に関心を持つ投資家・預金者の「意思あるお金」を、再生可能エネルギー事業を行うエコＣＦに振り向けることにより、問題解決の一助とする。</p> <p>施策の必要性</p> <p>地球温暖化対策のうち、太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーはその導入が遅れているが、ＣＯ２削減ポテンシャルが大きいため、今後、大幅な拡大が目指されている（目標は 2020 年までに太陽光発電が現状の 20 倍、風力発電が現状の 5 倍）。</p> <p>そのため、電力会社等による買取りの義務付け、導入補助金等により支援を行っているが、多額の初期投資が必要で、投資額を売電等で回収するには 10 年以上かかることが一般的であるため、好立地の風力発電等を除いてはビジネスとしての採算ベースには乗らず、個人や企業が採算を度外視して導入する程度に止まっている。</p> <p>ここで、市民から出資を募ってファンドを形成し、その資金で再生可能エネルギー事業を行うビジネスについては、運営がボランティア的に担われる等により運営コストが低く、また、出資者も社会的貢献の意識から低いリターンでも満足するため、事業として成立し得る。</p> <p>再生可能エネルギーの大幅な拡大に向けては、個人や企業の採算を度外視した努力に頼らず、このような事業として成立する領域を拡大していくことが重要であり、出資に対する減税を行うことで、幅広い層の市民からの出資を求めていく必要がある。</p> <p>要望の措置の妥当性</p> <p>再生可能エネルギー事業は、初期投資のための多額の資金を集めることが必要な事業であるため、投資家に対する支援を行うことが有効である。</p>												
<p>今回の要望に関連する事</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 1108 500 1260"> <p>政策評価体系における位置付け</p> </td> <td data-bbox="500 1108 1453 1260"> <p>環境・経済・社会の統合的向上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1260 500 1411"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="500 1260 1453 1411"> <p>地球温暖化防止事業への投資の促進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1411 500 1562"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="500 1411 1453 1562"> <p>2 年間</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1562 500 1713"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="500 1562 1453 1713"> <p>総額 2.8 億円の投資増を目標とする。 （平成 21 年 3 月時点にて確認しうる国内エコＣＦの総額約 2.8 億円の倍増を目標とする）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1713 500 1831"> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> </td> <td data-bbox="500 1713 1453 1831"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 1831 500 1948"> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> </td> <td data-bbox="500 1831 1453 1948"> <p>21 年度予算 環境金融普及促進事業 22 百万円 21 年度補正予算 エコファクトリー組成に係る補助金事業 240 百万円 22 年度予算 環境金融普及促進事業 196 百万円</p> </td> </tr> </table>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>環境・経済・社会の統合的向上</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>地球温暖化防止事業への投資の促進</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2 年間</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>総額 2.8 億円の投資増を目標とする。 （平成 21 年 3 月時点にて確認しうる国内エコＣＦの総額約 2.8 億円の倍増を目標とする）</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>21 年度予算 環境金融普及促進事業 22 百万円 21 年度補正予算 エコファクトリー組成に係る補助金事業 240 百万円 22 年度予算 環境金融普及促進事業 196 百万円</p>
<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>環境・経済・社会の統合的向上</p>												
<p>政策の達成目標</p>	<p>地球温暖化防止事業への投資の促進</p>												
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2 年間</p>												
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>総額 2.8 億円の投資増を目標とする。 （平成 21 年 3 月時点にて確認しうる国内エコＣＦの総額約 2.8 億円の倍増を目標とする）</p>												
<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>													
<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>21 年度予算 環境金融普及促進事業 22 百万円 21 年度補正予算 エコファクトリー組成に係る補助金事業 240 百万円 22 年度予算 環境金融普及促進事業 196 百万円</p>												

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>環境金融普及促進事業においては、環境に配慮した投融資に関する各種調査や、投資家向け情報提供施策の在り方について検討を行うほか、22年度要求においては、環境に配慮した企業に係る株式等を組み入れた公募投資信託の販売促進を目的とした販売費用助成等を盛り込んでいる。</p> <p>また、21年度補正予算により、環境に配慮した企業の株式等を組み入れた公募投資信託等の組成に係る調査費用の助成を行っている。</p> <p>一方、本税制は、上場株式等に投資する公募投資信託ではなく、地域コミュニティにおいて、個人資金等を集めて再生可能エネルギー事業等に投融資するエコＣＦの促進を目的とするものである。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	
	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>19年度は「環境産業向けファンドへの投資優遇制度の創設」として要望 20年度は「地球温暖化防止ビジネスへの投資優遇制度の創設等」として要望</p>